

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱
第一 総務省関係（第一章関係）

一 地方自治法の一部改正（第一条関係）

地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとする。

二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正（第二条関係）

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として、転出届の受付及び転出証明書の引渡し並びに印鑑登録の廃止申請の受付の事務を追加すること。

第二 厚生労働省関係（第二章関係）

一 介護保険法の一部改正（第三条関係）

市町村は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る利用定員に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を標準として条例で定めるものとする。

第三 農林水産省関係（第三章関係）

一 中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の一部改正（第四条及び第五条関係）

1 都道府県は、沿岸漁業従事者等に対する沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うことができるものとする。 （第五条関係）

2 漁業信用基金協会は、漁業信用基金協会の会員たる中小漁業者等が、沿岸漁業改善資金助成法の定めるところにより貸し付けられる沿岸漁業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができるものとする。 （第四条関係）

第四 国土交通省関係（第四章関係）

一 建築士法の一部改正（第六条関係）

1 一級建築士の免許等に関する書類の提出等及び一級建築士免許証の交付等に関する書類の交付並びに一級建築士試験の受験の申込みに係る都道府県知事の経由事務を廃止すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

二 宅地建物取引業法の一部改正（第七条関係）

二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して宅地建物取引業を営もうるとき等の国土交通大臣

への免許申請等に係る都道府県知事の經由事務を廃止すること。

三 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正（第八条関係）

1 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して不動産鑑定業を営もうとするとき等の国土交通大臣への登録申請等に係る都道府県知事の經由事務を廃止すること。

2 都道府県知事が国土交通大臣の登録を受けた不動産鑑定業者に関する不動産鑑定業者登録簿等の写しを公衆の閲覧に供さなければならないとする義務付けを廃止すること。

3 その他所要の改正を行うこと。

四 積立式宅地建物販売業法の一部改正（第九条関係）

二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して積立式宅地建物販売業を営もうとするとき等の国土交通大臣への許可申請等に係る都道府県知事の經由事務を廃止すること。

第五 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。
ハと。

- 1 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正等 公布の日から施行
 - 2 地方自治法の一部改正等 公布の日から起算して六月を経過した日から施行
 - 3 中小漁業融資保証法の一部改正等 令和四年四月一日から施行
 - 4 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日 of ずれか遅い日から施行
 - 5 宅地建物取引業法の一部改正等 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 二 所要の調整規定を規定すること。
 - 三 所要の経過措置を規定すること。
 - 四 所要の規定の整備を行うこと。